

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 82 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2022 年 4 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

非上場企業の従業員株式スキーム（会社法）

2022 年 10 月 1 日から、非上場企業による従業員株式スキーム（employee share scheme、以下「ESS」）に基づく証券その他の金融商品の提供についての会社法上の規制が改正され、特に ESS に参加するために支払いや借入れが必要とされない場合には、非上場企業の株式によって従業員にインセンティブを与えることがより容易になります。適格 ESS（一定の規制の適用除外を受けられる ESS）に参加するために支払いや借入れが必要とされないのであれば、一般的に会社法に基づく金融商品開示、金融商品設計・販売、金融サービス免許取得等の要件を満たす必要はありません。

適格 ESS に参加するために支払いや借入れが必要な場合、ESS の提示は、発行上限や参加者の金額上限を遵守し、特定の合理的な開示を伴い、必要な契約条件を含むものである必要があります。新制度では、特定の要件の下、拠出プランについて規制の適用除外を受けられる範囲が広くなり、借入れを伴う ESS の提示も可能となります。

本稿では、非上場企業の ESS の改正点について概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice 紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

実質排出ゼロ・コミットメントとグリーンウォッシング（環境法）

世界中の多くの企業が、一定の目標日までに実質排出ゼロ（net zero emissions）を達成することにコミットし、アニュアルレポートやサステナビリティ・ポリシー、COP26のような会議での CEO や CFO によるスピーチ等で、マーケティング戦略の一環として公表するようになってきています。このようなコミットメントは、企業が差別化を図るための手段となりつつある一方で、迅速かつ野心的に行動することによって競争の観点で優位を得ようというプレッシャーから、いわゆる「グリーンウォッシング（greenwashing）」と呼ばれる問題が生じています。

本稿では、この近時問題となっているグリーンウォッシングについて説明し、その法令上の位置づけや規制当局の対応等について概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

スーパーアニュエーションの支払義務（労働法）

オーストラリア上院経済参照委員会は、近時、従業員報酬の違法な過少払いについて調査を行い、スーパーアニュエーションについても取り上げました。2018～2019 会計年度におけるスーパーアニュエーションの未払いは全国で 25 億豪ドルにのぼり、その後 COVID-19 のパンデミックにより年々増加していると考えられます。未払スーパーアニュエーションについては、オーストラリア税務当局（ATO）は使用者に対して一定期間内に支払うように指示することができ、当該指示に従わない場合は刑事罰の対象になります。また、使用者（会社）の未払いについて、取締役個人に責任を負わせることもできます。

本稿では、上院経済参照委員会の報告書の概要を紹介し、使用者のスーパーアニュエーション支払義務や未払いに対するペナルティについて解説したうえで、報告書で示された ATO の姿勢を踏まえて会社がとるべき対応策について解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説 〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。第 2 版は、2014 年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

ACCC による M&A 審査（競争法）

オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」）は、企業統合取引（企業買収や合併など、以下「M&A」）について初めてとなる事後審査を実施し、報告書を発表しました。本件審査は、ACCC の現在の調査・意思決定プロセスを改善するために、過去の案件から教訓を得ることに焦点を当てています。

本稿では、ACCC の報告書の内容のうち重要な点を紹介し、M&A 当事者が今後注意すべき事項について概説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

秘匿特権と複合パートナーシップ（訴訟・税務）

オーストラリア企業の JBS に対する税務調査において、大手会計事務所・複合パートナーシップ（Big 4/multidisciplinary partnership）が法律実務家と非法律実務家を利用して提供した法的サービスに関して、秘匿特権（legal professional privilege）が認められるか争われた事案で、連邦裁判所は、秘匿特権を否定する税務当局の主張を一部認める判決を下しました（Commissioner of Taxation v PricewaterhouseCoopers [2022] FCA 278）。たとえば、弁護士から JBS に提供された税務アドバイスを含むメモで、非弁護士が作成を補助し弁護士がレビューしたものは、秘匿特権の対象とされた一方、JBS と弁護士・非弁護士との間のメールで、JBS が弁護士に助言を求めたのに対して非弁護士が（弁護士を CC に入れたうえで）回答したものは、秘匿特権の対象外とされました。

本稿では、本判決の概要を紹介し、秘匿特権が認められた書類と認められなかった書類の例を分析したうえで、秘匿特権が失われることを防ぐために納税者等が注意すべき点を解説します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナーのご報告

講演のご報告：「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」（2021 年 8 月 31 日）

加納弁護士が、2021 年 8 月 31 日に「FIRB 承認申請実務（2021 年改正法施行後の動向と注意点）」をテーマに、実際の承認申請案件を紹介しながら実務上影響が出ている主要な改正点や承認申請の際の注意点等について、ブリスベン日本商工会議所開催の勉強会にて講演を行いました。

講演の内容は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

ウェビナー開催のご報告：「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演（メルボルン日本商工会議所との共催）を行いました。解説した主なトピックは、以下のとおりです。

- ▶ 2021 年の外資買収法改正の概要
- ▶ FIRB 承認申請の実務（改正後の傾向と注意点）
- ▶ 法改正前後の実務の状況（ケーススタディーを交えて）

講演で使用した資料は[こちら](#)の[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、[こちら](#)の[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

最近の出版物等

『オーストラリアにおけるビジネス展開』のアップデート

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われたことを受け、本稿における「外国投資」のパートをアップデートしました。アップデートされた本冊子は [こちら](#) からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕(2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接 [メール](#) にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#) にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



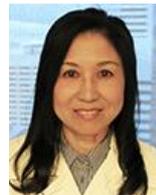
ロイヤー 嶋田雅
メール：mshimada@claytonutz.com



ロイヤー Kai Priestly
メール：kpriestly@claytonutz.com



外国資格実務家 梶原康平
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：kkajiwara@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com